

第五次宮崎市総合計画基本構想の変更について

1 第五次宮崎市総合計画基本構想の計画期間の見直し（案）

【見直し（案）の概要】

- ・ 本市は「第五次宮崎市総合計画」（平成30年3月策定）に基づき、具体的な施策の方向性や取組内容を示し、各種施策を総合的、かつ計画的に進めてきた。
- ・ しかしながら、以下のことから、計画期間見直しの検討を行うものである。

≪変更理由≫

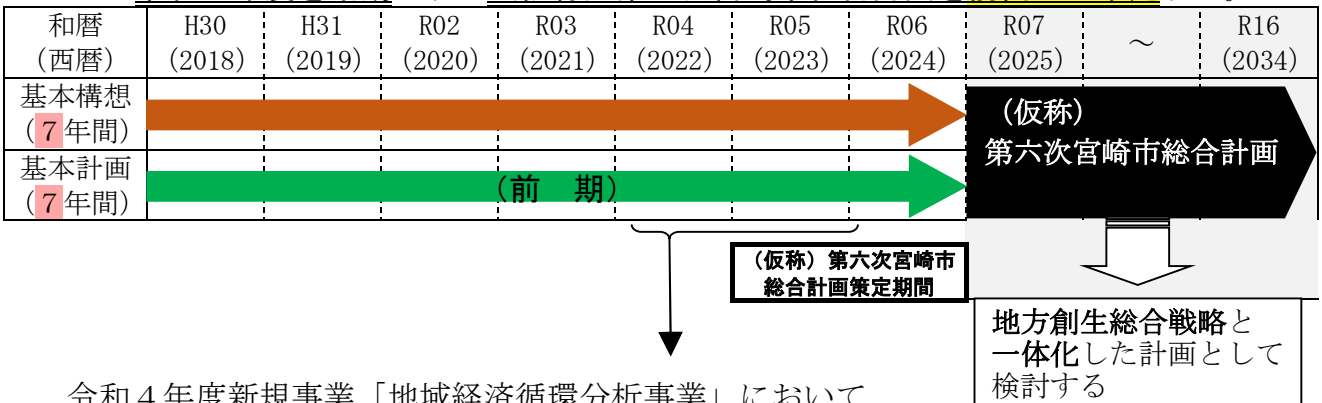
- 令和3年度、庁内及び外部委員による施策評価を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、「評価できない」とした指標を多数確認した。
- 未だ猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼすとともに、市民の意識や行動に大きな変化をもたらしている。
- こうした様々な変容が生じた中で、市政を総合的かつ計画的に進めていくためには、コロナ禍の影響を十分に踏まえた新たな計画の策定が必要であるとする。
- 重複する事項も多い総合計画と「宮崎市地方創生総合戦略」は、個別に策定、かつ計画期間に2年間のズレがあり、市民にとって分かりづらいものとなる可能性があるとともに、その両計画の取扱いや事務が煩雑である。

2 現行

和暦 (西暦)	H30 (2018)	H31 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)
基本構想 (10年間)	→									
基本計画 (5年間)	→ (前期)					→ (後期)				

3 変更（案）

- ・ 第五次宮崎市総合計画の基本構想を7年間とする。
- ・ 前期基本計画を2年間延伸する（後期基本計画は、策定しない）。
- ・ 延伸する2か年分は、基本的には前期基本計画を踏襲する。
- ・ 令和7年度を始期とする（仮称）第六次宮崎市総合計画を前倒して策定する。



令和4年度新規事業「地域経済循環分析事業」において、

- ・ 「地域の姿」や「地域の稼ぐ力」をデータ化する。
- ・ データを分析した上で、(仮称)第六次宮崎市総合計画を策定する際の参考とする。